

総社市告示第82号

総社市労働者緊急支援助成金交付要綱を次のとおり定める。

平成28年6月2日

総社市長 片岡 聡 一

総社市労働者緊急支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三菱自動車工業株式会社水島製作所における軽自動車の生産停止により、労働者を出向させる同社と取引関係にある関連中小企業者及び小規模事業者（以下「関連事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、労働者の失業予防や雇用の安定を図ることを目的とし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出向労働者 平成28年5月1日現在総社市内に住所を有する者であつて、関連事業者と受入事業者との出向契約に基づき、平成28年5月1日から平成28年10月31日までの期間中に、受入事業者で1ヶ月以上雇用され、かつ、週20時間以上勤務するものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (3) 小規模事業者 中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、第1号から第3号までのいずれかの要件に該当し、かつ、第4号から第6号までのいずれの要件にも該当する関連事業者とする。

- (1) 協同組合ウイングバレイの加入企業
- (2) 協同組合ウイングバレイの加入企業又は三菱自動車工業株式会社に、直接、自動車部品等を製造し、又は納品している事業者のうち、同社に対する平成27年度の取引依存度が80%以上の中小企業者及び小規模事業者（三菱自動車工業株式会社の完全子会社は除く。）
- (3) 三菱自動車工業株式会社に対し、間接的に自動車部品等を製造し、又は納品している事業者のうち、当該取引事業者に対する平成27年度の取引依存度が80%以上の中小企業者及び小規模事業者
- (4) 受入事業者と出向契約を締結する者
- (5) 労働組合等と出向協定を締結する者
- (6) 労働者の出向を開始する月の前月の生産指標が前年同月比10%以上減少している者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、出向労働者1人当たり30,000円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、総社市労働者緊急支援助成金交付申請書を、平成28年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 受入事業者と締結した出向契約書の写し
- (2) 労働組合等と締結した出向協定書の写し
- (3) 出向同意書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付の決定を行うものとする。

(請求及び支払)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者は、市長に対し、総社市労働者緊急支援助成金交付請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を支払わなければならない。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を添えて、総社市労働者緊急支援助成金実績報告書を平成29年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 出向労働者が当該助成金を受領したことを証するもの
- (2) 出勤簿等出向労働者の勤務状況が分かる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付の決定内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて速やかにその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。